

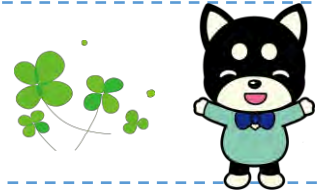
令和6年3月19日発行

# 成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第35号

～ 本号掲載内容 ～

- 1 K-ねっと 全国セミナーを実施しました
- 2 令和5年度 体制整備研修等を実施しました
- 3 都道府県交流会の紹介
- 4 K-ねっと Q&A



## 1. K-ねっと 全国セミナーを実施しました

令和6年2月26日（月）に、様々なニーズの窓口となる福祉関係者を主な対象とし、意思決定支援と任意後見制度、身寄りのない高齢者等への権利擁護支援に関する地域の取り組みなどについて学ぶセミナーを1,000人を超える参加を得て開催しました。

講義①では、意思決定支援とチームでの支援について、動画を交えながら学びました。チームとして意思決定支援をすることによって、支援者側が色眼鏡を外すきっかけにもなることや、任意後見制度の活用における意思決定支援の留意点についてもお話いただきました。

講義②では、任意後見制度について、契約書のひな型等も示しながら、契約の流れや遺言について解説をいただきました。適宜、講師から受講者に質問を投げかけて、応答することで福祉関係者にとってわかりづらい部分も学びを深めることができました。

そのほか、任意後見制度を活用した具体的な事例をもとに、支援者のかかわり方や視点を学びました。日頃から、支援の関係者が同じ視点を持てるように、正しい知識を得ておく必要性や、顔の見える関係づくりについてもお話がありました。

実践報告では、まず、世田谷区社会福祉協議会から任意後見契約事業について報告をいただきました。任意後見に取り組むことで見えてきた課題や社協が任意後見を行う意義についてもお話がありました。次に、松江市社会福祉協議会から、身寄りのない高齢者等への権利擁護支援事業として取り組んでいる「高齢者安心サポート事業」について報告をいただ

『最後まで自分らしく』を支えていくために  
～福祉関係者のための任意後見等の基礎知識～

講義①「意思決定支援とチームでの支援について」

日本司法支援センター（法テラス）本部

シニア常勤弁護士 水島 俊彦 氏

講義②「任意後見制度について」

・1部「任意後見制度の基礎知識」

・2部「事例で学ぶ任意後見制度の活用イメージ」

成年後見センター・リーガルサポート

相談役 矢頭 範之 氏

尾張東部権利擁護支援センター

センター長 住田 敦子 氏

実践報告「任意後見制度や身寄りのない高齢者等への権利  
擁護支援事業の活用の実際」

・報告者

①世田谷区社会福祉協議会権利擁護支援課

成年後見センター担当係長 堀 伸治 氏

②松江市社会福祉協議会生活支援課

課長 池田 圭介 氏

・コーディネーター

尾張東部権利擁護支援センター

センター長 住田 敦子 氏

きました。行政や医療機関、福祉関係機関と連携して身寄りのない人への支援ガイドラインを作成した取り組みについても紹介がありました。

参加者からも活発に質問が寄せられ、関心の高さがうかがえました。

## 2. 令和5年度 体制整備研修等を実施しました

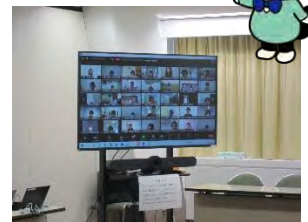
成年後見制度・権利擁護支援、体制整備等について体系的かつ網羅的に学ぶことができる市町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）、都道府県担当職員・専門アドバイザー向け研修、後見人等への意思決定支援研修をそれぞれ実施しました。

都道府県の市町村への支援体制強化のため、都道府県担当職員・アドバイザー向け研修においては、都道府県主催の研修実施に役立つように「意思決定支援研修担当」向けプログラムを新たに構成して実施しました。

「後見人等への意思決定支援研修」では、市民後見人、親族後見人等も関係機関職員等とともに、グループワークにて意見交換等を行いました。本人（当事者）視点から意思決定支援の重要性を考え、意思決定支援ミーティングのあり方等、「チームで支え、一緒に考える」意思決定支援の取り組みを、学ぶ機会となりました。研修動画は後日、「後見はやわかり」ポータルサイト（自治体向けページ）に掲載する予定です。特に都道府県担当職員の方には、意思決定支援研修の企画等に活用いただければ幸いです。



○各研修会の様子



○各研修会の対象・手法・内容・参加人数

	基礎研修	応用研修	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修	後見人等への意思決定支援研修
対象	市区町村、中核機関、権利擁護センター、市区町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市区町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員、体制整備担当アドバイザー、権利擁護支援担当アドバイザー、意思決定支援研修担当、希望する市区町村、中核機関等の職員	親族後見人、市民後見人、専門職後見人、市区町村職員、中核機関職員、意思決定支援に関わる関係者、等
手法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンデマンド配信</li> <li>ライブ配信（3日間×2回）</li> </ul> <small>※R4より、ライブ配信日の受講が難しい方向けコースを設定</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンデマンド配信</li> <li>ライブ配信（3日間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンデマンド配信</li> <li>ライブ配信</li> </ul> （対象別演習1日×4回、総合演習1日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライブ配信（半日）</li> </ul>
内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。</li> <li>○関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、相談、市町村における協議会運営等に関する事例を踏まえた演習を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。</li> <li>○意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。任意後見・補助・保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県の支援体制強化のため内容を充実。各役割を理解することを目的として実施。</li> <li>○研修企画、市町村支援、担い手の育成方針、地域連携ネットワーク、都道府県協議会、権利擁護支援の相談、ケース会議等に関する事例を踏まえた演習を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後見事務に携わる方を対象に、後見事務における意思決定支援等の理解を目的として実施。</li> <li>○法的根拠やガイドラインについて、事例を踏まえた講義・演習を実施。</li> </ul>
参加人数	1, 133名	523名	244名	534名

### 3. 都道府県交流会の紹介

令和5年度も、多くの都道府県・都道府県社会福祉協議会の担当者、都道府県アドバイザー等の方にご参加いただきました。今回は、第8回の交流会についてご紹介します。



○第8回 テーマ「都道府県アドバイザーについて」

実践報告：福島県・福島県社会福祉士会

○第9回 テーマ「市町村長申立てに関する研修について」

実践報告：鹿児島県



福島県高齢福祉課在宅福祉担当副主査 高山 詩織氏から専門職アドバイザーを開始した経緯を踏まえて、以下のようなご報告をいただきました。

福島県では、成年後見制度利用促進基本計画（第一期計画）3年目の時点で、中核機関の整備は2自治体のみで、市町村の取り組みがなかなか進まず、県職員として市町村支援をどう進めればよいのか限界を感じており、専門職の活用について検討をはじめ、福島県社会福祉士会との協議を重ねました。その後、弁護士・司法書士・社会福祉士によるワーキンググループにおいて県より事業内容を説明、協力を得ることができ、令和2年4月からアドバイザー派遣事業の開始となりました。

県の市町村支援の取組として、研修会の開催、アドバイザー派遣の実施、広域連携へ向けた支援と、市町村支援方針や担い手育成方針の策定に向けた県協議会の設置・運営を行っています。そのうち研修会の開催とアドバイザー派遣は、福島県社会福祉士会に業務委託をしています。市町村からの相談に対して、総合的な相談・助言ができる専門職アドバイザーを派遣しています。手続きとしては、派遣依頼を福島県社会福祉士会に提出し、そこで依頼内容に応じた専門職を検討され、派遣実施となる流れです。アドバイザー派遣実績は、令和5月末時点で72回（令和4年度実績の約1.5倍）、約6割の市町村が活用しています。依頼内容は、勉強会への講師派遣、個別支援会議への派遣、中核機関の役割整理への助言等で、中でも、個別支援会議への出席要請が多くなってきており、個別支援を通じて、中核機関の立ち上げや体制整備にも繋がってきています。アドバイザー派遣実績の増加に伴い事業予算についても、

適宜、増額しています。また、中核機関未整備自治体の多い地域に対しては、保健福祉事務所単位で話し合いの場の開催や、補助金の活用方法について、説明・動画配信等も実施してきました。

専門職との連携については、行政と専門職がそれぞれの役割を認識し、目標達成に向けた業務に取り組むことが大切だと感じています。一緒に取り組むことで、関係機関とのネットワーク構築ができ、協議会の設置にも結びつけることができました。

続いて、福島県社会福祉士会・福島県委託事業市町村支援アドバイザー運営委員長 谷川 ひとみ氏から、以下のようなご報告をいただきました。

アドバイザーの派遣を通じて、都道府県も各市町村も専門的なサポートを求めていることが多いと感じています。個別支援のケースの内容は多様であり、多機関との連携が必要となる相談が多いため、アドバイザーには、課題解決を目指すだけでなく、関係者の連携が円滑に進むように専門性を活かして積極的に調整を行う役割が期待されています。

第二期計画やKPIなどによって、国の目標設定があることは各地域で取組を進める後押しともなっており、権利擁護体制整備の充実に向け、アドバイザー事業を進めるチャンスです。

このタイミングで、県行政と専門職アドバイザー、それぞれの役割や専門性を活かし連携をしながら、権利擁護体制を整えていくことが重要です。

上記の実践報告の後は、受講者同士の交流に移り、各都道府県の専門職アドバイザーの取り組み状況や活用事例の共有を行いました。



## 4. K-ねっと Q&A

K-ねっとには、日々、市町村や中核機関、都道府県や都道府県社協などの皆さまから、様々な相談が寄せられています。その中から、問い合わせの多い質問とその回答についてQ&Aとして紹介します。

○ 受任調整会議の構成員として参加している専門職が、会議で検討した事案を自ら受任することは問題ないでしょうか

△ 受任調整会議に出席する専門職は、基本的には助言に徹し、直接受任しないというルールであれば、利益誘導の問題や中核機関の中立性は保たれやすいと思われます。しかし、専門職が少なく、担い手が不足している地域もあり、本人にとってふさわしい候補者を会議で検討した結果、会議出席者自身が候補者となり受任する場合があります。

そのような場合は客観性や透明性を確保する観点から、受任調整会議の記録を作成する際に、検討の経緯や候補者選任の理由についてとくに注意して記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

○ 中核機関として相談を受ける中で、医療機関と連携することが増えています。身寄りがない人が医療を受ける際、医療の現場における後見人等の役割とその関わり方について参考になる資料はありますか？

△ 医療関係者との連携にあたっては、厚生労働省医政局の通知（医政総発0603第1号令和元年6月3日）により示されている「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」や「『身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン』に基づく事例集」（令和4年8月12日付事務連絡）が参考になります。

医療機関に対して、行政や中核機関が直接伝えるほか、外部の専門職や都道府県専門アドバイザーなど第三者の立場から助言することも有効と考えられます。

中核機関の日頃からの取り組みとして、成年後見制度の目的や後見人等の役割について、研修等を通じて病院や福祉施設等に普及を図っていくことも重要です。

【参考】

○身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

○「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

厚生労働省のホームページ（成年後見制度利用促進）では、次のような情報を掲載しています。

- 成年後見制度利用促進専門家会議について
- 施策の実施状況、取組状況調査結果
- 成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等
- 成年後見制度利用促進ニュースレター
- 自治体事例紹介
- 意思決定支援に関するガイドライン等
- 通知・事務連絡等（令和3年3月以降）



厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

検索

権利擁護支援体制全国ネット：K-ねっと事務局（運営：社会福祉法人全国社会福祉協議会）

TEL 03-3580-1755（受付時間：月～金 9:30～17:30）✉ k-net@shakyo.or.jp